議案第19号

令和2年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

98事業所

(2) 年間総給水量 12,647,250立方メートル

(3) 一日平均給水量

34,650立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 538,716千円

第1項 営 業 収 益 403,423千円

第2項 営業外収益 135,293千円

支 出

第1款 工業用水道事業費 703,991千円

第1項 営 業 費 用

603,340千円

第2項 営業外費用 100,651千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額152,955千円は、過年度分損益勘定留保資金152,955 千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 506,569千円

第1項 企 業 債 192,100千円

第2項 出 資 金 305,075千円

第3項 建 設 助 成 金 9,394千円

支 出

第1款 資本的支出 659,524千円

第1項 建 設 改 良 費 201,519千円

第2項 企業債償還金 458,005千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

日野川工業用水道事業設備点検委 令和3年度から 5,370千円

託 令和4年度まで

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	_{千円} 192, 100	証書借入れ又は証券発 行の方法により財政融 資資金その他より借入 れするものとする。た だし、事業又は県財政	10%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利	借入年度から1年すえ 置き、じ後29年度間に 償還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ置き

ことができる。

率)

の都合により起債額の | 率の見直しを | 及び償還年限を短縮又 全部又は一部を翌年度 | 行った後にお | は延長して起債し、あ に繰り延べて起債する「いては、当該」るいはすえ置き又は償 見直し後の利|還期間中であっても償 環年限を短縮し、延長 し、又は繰上償還を行 い、若しくは借換えす ることができるものと する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、192,100千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め る。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。

(1) 職員給与費

24,210千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 382千円

(2) 職員の児童手当に要する経費

336千円

(たな卸資産購入限度額) 第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。 令和2年2月21日提出 鳥取県知事 平 井 伸 治